

令和4年第9回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和4年9月22日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

アイバル2階「アイリス」

○ 出席した委員 (18名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員 (2名)

9番 西村 功	24番 小原 正隆
---------	-----------

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)

議案第46号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 17 番 (中嶋)

議事録署名人 18 番 (滝沢)

開 会 令和4年9月22日 午後3時00分

局 長 (野村 隆二君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年第9回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶を申し上げます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

雨の中、お疲れさまです。

また、8月31日の農地パトロールのほうは、暑い中、お疲れさまでした。

8月の農業委員会から今日にいたるまでの大きな農地に関する報道としては、昭和伊南総合病院の移転先が決まったということもあり、大きな農地に関する話題だと思います。

まさか私の担当する市場割に来るとは思っていなかったものですから非常に戸惑っております、また近くの私の農地もあるんですが、これは利害関係者ということで外していただければありがたいなあと思っているところなんですけれども、それはまたこれから行政のほうとどうい話になるか分かりません。

ただ、前回の農業委員会の後に第5次総合計画の冊子をお渡しいただいたと思いますが、総合計画によりますと、「4 土地利用に関する基本構想」ということで、やはり■■■■のところにある信号機——「■■■■」という信号機なんですが——あれから南は沿道サービス型業務ゾーンという形になっていまして、「流通・情報通信産業やサービス業など、沿線の立地条件を活かした業務の土地利用を図ります。」という形でうたわれております。

私も総合計画の策定に参加したものですから、これはどういう意味ですかっという質問をしましたところ、案件によりましては、ここにあるようにサービス業とか情報・通信産業とか、また農地も比較した上で最適な土地利用をするものを選択していただきたいということで、農業委員会の方には大変お世話になりますという、そんな話がありました。

5次総として決まったものですから、今はこれが生きている形になります。そこへもってきまして、昭和伊南総合病院がバイパス沿いにできるということになりますと、また商業施設等が出てくる可能性があります。そのときには、先ほど申しましたようにどのような土地利用が最適かということをお農業委員の皆さんに判断していただく場面が出てくると思います。また大変頭を悩ませていくことになるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

それでは、また今日は5時半から認定農業者の会の方々と意見交換という会

が控えておりますのでスムーズに審議が進みますように御協力をお願いいたします。

簡単ですが挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

局長 (野村 隆二君)

続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、2番 塩木操委員、お願いいたします。

2番 (塩木 操君)

今年は、このところ台風が連続的にやってきておまして、沖縄のほうだとか九州のほうにだんだん被害が出て大変になっております。

私が農業を初めて5年ほどですが、今は花木の中の花でハイビスカスローゼルを栽培しています。産地は四国の夜須というところらしいんですが、そこは毎年台風が来ると被害が出てハイビスカスとかがやられるみたいで、市場のほうから夜須がやられたんで出荷してくれという注文が入ります。向こうに比べるとこっちの出来は悪いんですが、うれしい思いをしていました。

ところが、今年の台風ではしっかりと潰れました。1m50cmくらいの結構背の高さがある花で、一応風が吹いたときの対策はしてあるんですが、何か今年はしっかりと倒れまして、夜須の人の思いを思い知らされたわけでございます。

ああいうものが倒れると、そのために芯が曲がっちゃって、起きようとして曲がっちゃうと商品として売れませんし、ちょっと倒れちゃって重なり合うと即灰色かび病が発生して、それが茎のちょうどいいところに発生すると、もう1本は商品にならないという状態です。

農業というのは結構難しく、例えば消毒1つにしても農家の皆さんはそれぞれノウハウというかを持っていて毎年やっておられると思いますが、私は農業を始めて間もないんで、いろんなノウハウは分からないし、試しても大体一過性で、ちゃんと来年まで持ち越せないといろいろできませんが、1年たつと大体忘れちゃうんで、毎年同じような失敗を繰り返しているということです。

皆さんも農業をやられている方が多いと思いますが、農業の栽培とか土の作り方だとか、そういうノウハウをお持ちの方がおりましたら一言お声がけくださると私としてはうれしいと思います。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いいたします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより令和4年9月1日付、告示第9号をもって招集した令和4年第9回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

9番 西村功委員、24番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において17番中嶋隆委員、18番 滝沢久美子委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページを御覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの北1筆493㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は現在県外に居住しているが駒ヶ根への移住に伴い購入する住宅に付随する当地を耕作するため取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

購入する住宅につきましては、申請地北側に「XXXX」と表示のある住宅となっております。

許可基準でございますが、農地法第3条2項に適合してございます。

面積要件につきましては、本来、現在におきましては経営面積が50a以上でございますが、こちらの申請地につきましては先月までに面積要件を1aに引き下げる手続を取っている農地となりますので御承知おきください。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧

ください。

3-2 で表示した場所になります。

こちらの申請につきましては、農地の地下等に工作物を所有するために権利設定する手続としまして先月の委員会の中で許可相当の御意見をいただいた申請となっております。

前回の申請の中では筆全体のうち自営線を埋設する部分にのみ許可を出しております。

許可証の内容としましては2筆、計816㎡のうち6.124㎡という表記でありましたが、法務局において区分地上権の権利を登記する際に部分的な許可ではなく筆全体に対して権利を設定しなければ登記できないとの説明があったため、今回、改めて筆全体に対して区分地上権を設定するものであります。

ただ、実際に自営線の埋設に使用する箇所、規模については前回御説明させていただいた内容から変更はなく、既に工事も済んでいるものであり、追加の工事もございませんので、御承知おきいただけたらと思います。

場所につきましては、中沢区、

の南2筆、計796㎡となっております。

変更理由でございますが、借受人は太陽光発電において発電した電力を送電する自営線を農地の下部に埋設するため当地を使用したい、貸付人は当地の営農に支障がない旨を確認した上で借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項ただし書の内容に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

こちらも3-2と同様でございますが、筆全体に対し権利設定するため、改めて申請を行うものであります。

場所につきましては、中沢区、の南1筆2,327㎡となっております。

変更理由でございますが、借受人は太陽光発電において発電した電力を送電する自営線を農地の下部に埋設するため当地を使用したい、貸付人は当地の営農に支障がない旨を確認した上で借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項ただし書の内容に適合してございます。

以上3件につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは地元委員の補足説明をお願いします。
- 13番 (木下 豊君)
それでは1番目の案件でございますけれども、地図の3-1を御覧いただきまして、その住宅、それから■■■■の農地ということでございます。
遊休農地ということですが、現在は耕作されていない状態でございます。
事務局のほうから説明のありましたとおり、前回、農地別段面積指定の申請も行われており、この部分を農地として取得して野菜畑とするという譲受人の意向で、特に問題はないということで判断しました。
以上です。
- 4番 (北澤 満君)
2番3番は同じ内容の案件であります。
前回も議題に上がっているんですけども、法務局のほうで指摘されたということで、事務局の出口さんから説明のありましたとおり問題ないということですので、よろしく願いいたします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 15番 (倉田 益式君)
1番について確認したいと思います。
地目のところの台帳は原野、現況は畑となっておりますが、譲受人のほうに渡った時点で台帳等については変わるのか変わらないのか、いかがでしょうか。
- 主 査 (出口 大悟君)
登記地目に関しましては、所有者さんが法務局のほうに登記地目の変更申請をされれば現況に合わせて法務局のほうで変更することはあるかと思いますが、所有者さんのほうで登記地目の変更申請を出されない限りは、現在は原野となっておりますので、そのまま変わることはないかと思えます。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
倉田委員、よろしいですか。
- 15番 (倉田 益式君)
本来はどちらがよろしいのでしょうか。
- 主 査 (出口 大悟君)
農業委員会のほうでは現況主義でございますので登記地目に関して届出をしてくださいというような指導は行っておりません。
ただ、本来、一般的には現況に合わせて登記地目も変更するのが適切だとは考えておりますが、登記地目に関して農業委員会として特別に指導しているよ

- うなことはございません。
- 15番 (倉田 益式君)
皆さんの意見を聞きたいと思います。どなたか……。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
誰か御意見ありますか。
ただいまの意見は、台帳は原野で、現況は畑であって、これを売買した場合に取得者が台帳を畑とする指導をすべきかどうかという判断につきましてです。
事務局としては、そういう指導をする立場はないので取得した所有者の意向に従わざるを得ないのが現状ですというのが今のところです。
これに対して倉田委員のほうからは、私の解釈でいくと、本来ならば現況に戻すような指導をしたほうがいいのではないかという問いを皆さんに投げかけているというふうに理解していますが、倉田委員、それでよろしいですね。
- 15番 (倉田 益式君)
はい。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
それに対して何か御意見のある方はお願いします。
- 17番 (中嶋 隆君)
これは、法律的にはどういうものなのでしょうか。
- 局長 (野村 隆二君)
あくまでも農業委員会で現況確認した現況に基づいて農地転用が必要かどうかということが求められます。
例えば、以前に地目が宅地で家を建てていた、それを壊して畑にした、地目変更はしないけれども畑として使っていると、農業委員会では、たとえ地目が宅地であっても現況が畑であれば農地転用が必要ですよということです。
あくまでも現況に基づいて審査をするという形ですので、お願いします。
- 17番 (中嶋 隆君)
もう一点、農業委員会じゃなくて、別の法律では何もないんでしょうか。
- 局長 (野村 隆二君)
それは農地法に基づいて審査する、許可するという形になりますので、お願いします。
- 17番 (中嶋 隆君)
引っかかるのは農地法だけですか。
- 局長 (野村 隆二君)
農地法に基づいて農業委員会で審査をするので、これは登記簿とは全く関係ないということよろしいかと思います。

- 17番 (中嶋 隆君)
登記ってものの法律ってというのは別にないってことですか。
- 局長 (野村 隆二君)
登記法に基づくものではないということです。あくまでも現況を農地として捉えれば農地転用が必要ですねってことです。
逆に、宅地から農地に変えれば法的な規制はございません。
- 次長 (山本 孝浩君)
1点、私のほうからよろしいですか。
地目認定に関するものについては不動産登記法というものがございます。その中でいろんな種類の地目が定義づけられて、そこで地目認定については法務局の登記官の権限によって地目変更が認められるということになりますので、この場合、地目が変わったことについて登記を修正するってということについては、法務局からの指導があって初めてそれが成り立つということになりますので、登記に関しては農業委員会の事務局からはあくまでも御案内できるくらいかなと思います。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
今の説明ですと、登記上は登記官のほうから指導がなければ登記の変更はないということですので、農業委員会として云々ということの権限はないという、そういう理解だと思えます。
- 12番 (宮下 修君)
農業委員会の事務局から変更してくださいというお知らせはできるということですね。
- 主査 (出口 大悟君)
事務局のほうでは、やっぱり登記地目の申請にも費用がかかりますので、変更してくださいという御案内は出せないですね。ニュアンスでなんですけれど、どこかのタイミングでしていただけたらと、こちらから変更してくださいという御案内はしていません。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
では、山本次長のほうから法的な説明を受けましたので、この件についてはそういうようなことで進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。
ほかに御意見等ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 42 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 43 号 農地法第 4 条の規定により許可申請について議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書 4 ページをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計 4 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 5 ページ左側を御覧ください。
4-1 で表示した場所になります。
南割区、XXXXXXXXXX の西 1 筆 245 m²になります。
4 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、農業用倉庫。
理由でございますが、申請人は、現在使用している農業用倉庫を移転する必要が生じたため、農業用倉庫用地として利便性のよい当地を使用したいというものでございます。
農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、農用地利用計画に指定された用途に使用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっておりまして、令和 4 年 7 月 22 日付で農用地利用計画を農用地としての利用から農業用施設としての利用へ変更し、公告済みであります。
続きまして 2 件でございますが、場所につきましては 5 ページ右側を御覧ください。
4-2 で表示した場所になります。
福岡区、XXXXXXXXXX の北 1 筆 97 m²になります。
4 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、住宅敷地。
図面の中の斜線部分と一体的な住宅敷地の利用となっております。
変更理由でございますが、申請人は先代の頃より住宅敷地として当地を使用

していたが、農地法等の許可を受けていないことから、改めて農地法の手続きを取り、引き続き住宅敷地として使用したいというものでございます。

農振法等でございしますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては2種農地、近くに■■■■ありということでございます。不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

4-3で表示した場所になります。

市場割区、■■■■の東1筆169㎡になります。

斜線部分と一体的な住宅敷地としての利用となっております。

変更理由でございますが、申請人は先代の頃より住宅敷地として当地を使用していたが、農地法の許可を得ていないことから、改めて農地法の手続きを取り、引き続き住宅敷地として使用したいというものでございます。

農振法等でございしますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては1種農地、土地改で、不許可の例外として敷地拡張で見えております。

続きまして4件目でございますが、場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

4-4で表示した場所になります。

中沢区、■■■■の南1筆24㎡になります。

こちらにつきましても斜線部分と一体的な住宅敷地としての利用となっております。

変更理由でございますが、申請人は以前より住宅敷地として使用していたが、農地法の許可を得ていないことから、改めて農地法の手続きを取り、引き続き住宅敷地として使用したいというものでございます。

農振法等でございしますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

5 番 (堺澤 務君)

1番ですけれども、9月2日に上田委員と現地確認をしてみました。

現在は、地図の名前の書いてあるところが住宅で、そこにある部分が倉庫ですが、この倉庫を移すということでありまして、移すところの奥にお孫さんのうちを建てるということです。

13番

三角形ということもありまして、特に問題はありませんでした。

(木下 豊君)

2番です。

地図の5ページ、4-2を御覧いただきたいと思います。

9月7日に現地確認を行ってまいりました。

ここにございますように、宅地敷地の中の一部が車庫ということで、現在は車庫として利用されておる状態でございます。

今回、住宅を新築するということで、その経過の中で農地であるということが分かり、現状に沿った申請手続を行って宅地にするということでございますので、問題ないということで判断いたしました。

以上です。

会長

(氣賀澤 道雄君)

3番ですが、9月2日に春日委員と現地確認しました。

この土地は、先ほどの地図を見ますと「 」という名前が出ているんですが、今はこの方のおいが相続して、その方の土地となっております。そして、この土地は さんのほうがほかの方に貸してあるという場所でありまして、その一角が農地であるわけですがけれども、ここは今、庭とか、まき置場等になっておりまして、もう賃借も農業する予定もありませんし、相続人である も農地として使用する意思はないということなんだそうです。

それから、現状としてはたき物置き場になっておりますので、多分農地への影響もありませんので、問題ないと判断しております。

以上です。

20番

(菅沼 佳彦君)

4番です。

地図のほうを見ていただいて、現地を確認したところ築数十年とまでは行かなくても、恐らく申請人より前の代かと思われます。

登記上の地目は、道路と宅地に囲まれた24㎡の畑となっております。

南側と東側が道路の角地で、内側は自宅の宅地、それから北側は隣地の宅地ということで、近隣の農地などに対する影響はないと思いますので、問題ないと思います。

以上です。

会長

(氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 43 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 43 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書 7 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計 6 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 9 ページ左側を御覧ください。
5-1 で表示した場所になります。
中割区、XXXXXXXXXX の東 1 筆 1,944 m²となります。
7 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、建売住宅が 7 棟。
理由でございますが、譲受人は市内において XXXXXXXXXX を営んでいるが、子育て世代や移住希望者からの住宅需要が増加傾向にあることから、建売住宅の販売により市内での定住促進を図るため当地を取得したい、譲渡人は自身で農地の維持管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、令和 4 年 7 月 6 日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては 1 種農地、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。
続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 9 ページ右側を御覧ください。
5-2 で表示した場所になります。
先ほどの 3 条申請の 1 件目の申請地の北側部分となります。
福岡区、XXXXXXXXXX の北 2 筆、計 596 m²となります。
斜線部分と一体的な住宅敷地の利用となっております。
変更理由でございますが、譲受人は購入した住宅の隣接地である当地において庭及びまきストーブ用のまき置場として使用するため取得したい、譲渡人は

譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては10ページ左側から11ページ左側までを御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

市場割区及び上赤須区、[REDACTED]の周辺5筆、計735㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、工事用車両待避所を使用目的とした一時的な転用で、許可日から令和5年4月20日までとなっております。

理由でございますが、借受人は自社が実施するリニア中央新幹線建設工事に伴う発生土を工事現場へ搬入する際の工事用車両通行時の安全対策として待避所を設置するため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては11ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の北2筆、計1,506㎡になります。

斜線部分と一体的な計画となっております。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、借受人は[REDACTED]を営んでいるが経営規模拡大のため従業員及び商用車の駐車場が不足することから駐車場用地として当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては2種、消極的2種農地となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

8ページを御覧ください。

続きまして5件目でございますが、場所につきましては12ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の南東4筆、計724㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在県外に居住しているが長野県への移住を計画し複数の土地を検討した結果、住宅及び自身が営む[]を設けるため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして6件目でございますが、場所につきましては12ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

東伊那区、[]の東2筆、計869㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在県外に居住しているが長野県の移住を計画し複数の土地を検討した結果、住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は県外に居住しており管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年7月6日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種となりまして、地番[]につきましては土地改、地番[]につきましては10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上6件につきまして御審議ほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

25番 (米山 茂寿君)

1番ですが、9月9日に私と塚澤さんとで現地のほうを確認いたしました。特に問題等はありませんでした。

それで、1点だけ、[]のほうに聞いたところ、中割の[]の自治会長のほうに連絡がなかったために、今後、工事車両等が入るということで自治会長のほうに連絡をお願いしますということで言うておきました。

以上です。

13番 (木下 豊君)

2番です。

地図の9ページを御覧いただきたいと思います。

5-2をお願いいたします。

9月2日に現地確認をしてみました。

先ほどありました案件と同一物件ということでございまして、黒塗りの部分は、現況ですと庭と農地ということになっておりまして、宅地の北側には物置が建たっているというような状況でございます。そんな状況ですので、そこを5条の申請を行うということで、周辺一帯は住宅地ということでございますので、営農等に関することについては問題ないということで、この案件につきましては問題ないと判断をいたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

3番ですが、ここにありますように、以前産廃業者が開けてしまった穴を埋めるためにJR東海が今年11月頃から残土を運び込みます。その通行道路が非常に狭いために待避所を造る必要があるということで今回の申請になっております。

春日委員、それから木下委員と確認しまして、問題ない、また残土の搬入を終えれば原状復帰ということですので、問題ないと判断しております。

以上です。

11番 (代田 和美君)

4番ですが、地図の黒塗りのすぐ横の斜線の部分は、以前に申請して、本当はここを駐車場にする予定でしたけれども、業務拡張に伴い社屋が建たってしまいました。それで、やっぱり駐車場が足りないということで、今回の申請が出てまいりました。

柿の木が植わったりしているようですので、特別問題ないと思います。

20番 (菅沼 佳彦君)

5番です。

8月21日に森委員と一緒に現地を確認しました。

現地は吉瀬の地区で、 の全体的に東から天竜川に向かっておる傾斜地の中間ぐらいのところです。

南北に長い土地で、東側、南側は道路、西側、北側は畑に隣接しています。高低差が1.5mほどあります。現地のほうが高いところにあります。

近年は耕作された様子がなくて、荒れた土地になっています。

隣接地への影響としては、雨水と下水と、それから土砂の崩落が考えられるので、これらを考慮した計画、隣接者の承諾の上で施工をお願いしたいということで意見書を書いておきました。

現在の計画では、雨水とか家庭用の排水、これについては浄化槽と地下浸透とするということですが、先ほど申しましたように事前に隣接者との協議、承

諾をお願いすることとしておきました。

以上です。

1 番 (村上 英登君)

6番の案件ですけど、吉瀬委員と現地を確認しました。

申請地は、私が記憶している限り耕作は行っていなくて、年に2回か3回ほどシルバー人材の方が来て草刈りをしている程度という状態です。

南側は宅地であって、近隣の承諾書も取れていますので、特に問題はないと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 番 (村上 英登君)

すみません。3番の案件なんですけど、参考までにお聞きします。

価格の欄なんですけど、価格が月45円っていうことでいいんですか。全部の面積に対して45円でいいんですか。

主 査 (出口 大悟君)

ごめんなさい。

こちらの場合は㎡あたりです。1㎡あたり月45円ですので、実際には全体で45円掛ける735㎡になるかなと思います。

1 番 (村上 英登君)

それで、工事が終わったら原状復帰をするっていうことですので、その時点で貸借は終わるっていうことでいいんですね。

主 査 (出口 大悟君)

そうですね。令和5年4月20日までとなっておりますので、その期間が経過しましたら農地のほうに復旧します。

農業委員会の事務局のほうに事業着手前と事業を行っている最中と原状復帰した後の写真を全て添付して提出してもらい、利用前の状況に原状回復できたというところを確認するまでが一連の作業になっておりますので、そのような手続を取っていくようになるかなと思います。

1 番 (村上 英登君)

分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

15番 (倉田 益式君)

5-2についてです。

- さっきの質問をもう一回、ちょっと追加をお願いします。
原野というのは農地でしょうか。
- 主 査 (出口 大悟君)
原野は農地ではないです。
- 15番 (倉田 益式君)
農地 1a 以上を取得するという条件でこちらに移るっていう最初の説明があったと思うんですが、それはそのとおりでしょうか。
- 主 査 (出口 大悟君)
こちらに移住するのに農地を取得するというような条件は全くないです。
今回は空き家に付随する農地を取得するためには別段面積の指定を受ける必要があるということで、先月、そういった空き家バンクに登録されているかどうかですとか、そういった基準を満たした上で別段面積の使用を受けられました。移住するに当たって南側の農地を取得したいので、先月、別段面積の申請を受けたというところです。
移住することの条件として農地を取得するというものがあるわけではございません。
- 15番 (倉田 益式君)
ここが農地でなくても移住する条件としては関係ないということになるわけですね。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
先ほど課長のほうから話があったと思うんですが、現況の状態で判断するということですので、農地として今回の宅地に付随するという申請が出ているというふうに理解しているんですが、それは答えとして違っていませんか。
- 15番 (倉田 益式君)
分からないんですが、1a 以上の農地とみなしてというふうなことでさっき私が聞き間違えたのかと思いますので、そうでなければ、それで結構です。
- 主 査 (出口 大悟君)
すみません。
先ほど 3 条申請でやった南側の地番 XXXXXXXXXX については、登記地目は原野なんですけれども、現況が畑ですので、駒ヶ根市の農地台帳のほうに載っている農地になります。農地台帳上では登記地目が原野なんですけれども、また別に現況地目という項目もございまして、そちらのほうで現況地目が畑ということで、南側の土地については農地として市の農地台帳に載っております。
北側の土地につきましては、登記地目は同様に原野なんですけれども、現況が全く農地ではないので、こちらは農地の台帳には載っていない土地ということです。

ですから、北側は農地ではなくて、南側は農地というところで判断しております。

15番 (倉田 益式君)

農業委員会としては農地という扱いでみなすということですか、原野ではなくて農地扱いですか。

主 査 (出口 大悟君)

農地台帳に載せる載せないの判断をする際には、登記地目についてはもう一切こちらのほうでは考慮しませんので、登記地目が宅地であったとしても現況が農地であれば必然的に農地の台帳には載ってくるっていうものです。

こちらでは登記上の地目と現況上の地目と分けて判断しておりますので、南側については、登記地目は原野ですけれども農地台帳上の現況の地目では畑というところで台帳に登録されております。北側については、南側と同様に登記地目は原野なんですけれども、現況が全く農地ではないので農地の台帳には載っていないっていうところであります。

17番 (中嶋 隆君)

北側は現況が農地ではないので農地台帳に載っていないっていうのに5条申請へ入れているっていうのはどうしてなんですか。

主 査 (出口 大悟君)

先ほどの3条申請で出たところと今の5条申請で出ている土地については、いずれも登記地目が原野です。ただ、現況地目は畑ということで、いずれも農地台帳には載ってしまっていたんですが、現況の利用は、3条申請で出た部分については農地として利用していたんですけれども、5条申請で出た部分については農地としての利用をしておらず住宅敷地のような利用をしていたので、こちらについては3条申請が適当ではないので5条の転用の申請を取っていただいたっていうところになります。

ですから、いずれも農地台帳には載ってしまっていたところですが、実際の利用状況が異なっていたので手続が異なるっていうことになります。

17番 (中嶋 隆君)

よく分らん。

そもそも原野が農地台帳に載るっていうのはどうしてなんでしょうか。

家庭菜園は宅地だって言っていて、よく分からないんですけども。

主 査 (出口 大悟君)

登記地目は一切判断する際に考慮しないので、農地の台帳には登記地目が宅地というところも複数あります。

登記地目は宅地だけれど現況が畑なので、恐らくそれが経過とすれば、もともとは宅地の利用をされていたとは思いますが、どこかで農地として

の利用をされるタイミングがあったのかなあとと思います。そのタイミングで農地の台帳に載ってきてしまったのだと思います。

本来であれば登記地目も現況の利用に合わせて変えていただければ一番分かりやすいと思うんですけども、農地の台帳に載せる際には登記地目を農地に変える必要はないので、あくまでも現況主義で判断するので、極端な話をすると、先週まで住宅敷地として使っていたところを翌週から畑として使い出せば、もうそこは農地台帳に載ってきます。

あくまでも現況で判断するということであると、農地台帳に載せる載せないの際には、登記地目はこちらのほうで判断する基準では全くないです。あくまでも現況主義です。

局長 (野村 隆二君)

昔、大昔には福岡って結構原野を開拓したところなんで、登記はそのままですけれども開拓をして農地として扱った今までの経過があるかと思います。

土地改をしたところは全部登記も含めてきれいに直してあるので、土地改はある程度なっていますけど、土地改をしていないところについては、特に福岡はこういう場面が多いかと思いますので、よろしく願いいたします。

17番 (中嶋 隆君)

しつこくてすみませんが、現況が農地に変わるって、誰が変えていくんですか。

主査 (出口 大悟君)

それは、もう随時、農業委員会ですとか、あと場合によっては農地パトロール、あとは農地台帳の確認ですかね、年に1回、所有者さんに送付して現況がどうなのかというところを確認しているので、随時必要があれば更新するということになります。

土地の所有者さんから申出があれば、随時事務局のほうでも見に行つて現況地目を変える、農地台帳に載せるっていうこともあります。

あと、もう一点、前段の固定資産税との兼ね合いもありまして、そちらのほうからの情報提供ですとかがきっかけで現地を見て現況地目を農地に変えたりするとか、そういったことも可能性としてはあります。

もう随時現況に応じて情報を更新していくっていう形になります。

会長 (氣賀澤 道雄君)

よろしいですかね。

ほかにありますでしょうか。

10番 (春日 知也君)

すみません、5-1の案件なんですけれども、山間地帯にまとまって土地改された農地の転用の案件なんですけれども、これだけいい感じの農地ですので農

地として使い続けられないかということで検討しているのは何かなされたんでしょうか。担当の委員としてどのような活動をされたかとかを教えてください。なければありがたいです。

25番 (米山 茂寿君)

活動としては、ほとんど何もしてありません。

10番 (米山 茂寿君)

そうなると、最初の御説明のときには問題ありませんというシンプルな御説明だったんですけども、なぜこれは問題なく転用できると判断なさったんでしょうか。

25番 (米山 茂寿君)

上在のほうでも回っていたわけです。皆さんのほうから優良農地ということで意見等は出ておりましたが、地主の要望ということで、そちらのほうを優先しました。

10番 (春日 知也君)

例えば判断のときに営農基準のほうもあるわけですけども、営農上、ここが転用されることによって優良農地が消えていっているんですけども、問題はないんでしょうか。

会長 (氣賀澤 道雄君)

春日委員のほうから、優良農地であるので、これについてこのまま問題なしとして通しているのかどうかという提言が出されたと理解します。

全体の中で審議したいと思いますので、何か御意見がありましたらお願いします。

17番 (中嶋 隆君)

私もこの上在のほうを見て回っているところですけど、住宅がどどどって並んでいるところは石垣の一团といったような形で、そこからすとんと落ちたところが現地というようなところになります。

集落接続っていうのはちょっと無理があるかなというような農地であるっていう話で上在のほうを回ったときには見たんですけど、実際にこれを駄目と言えるかどうかっていう話になってくると、農業委員会としては今の状況では非常に難しいっていうふうに私は考えます。もうこれだけいろんな話が進んじゃっている中での不許可っていうのは、なかなか今の状態では難しい。

だから、そういうことが起こらないような仕組みというか、何かをつくらないと、こういうところが出てきてしまって、毎回しようがないねっていう話のところになってくる。

だから、これからは何かそこら辺のところをしていかないと、こういうのがずっと出てきてずるずるずるずる行ってしまうというふうに考えます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。

10番 (春日 知也君)
今の御説明を踏まえますと、現地の上在のほうではここは転用農地として使ったほうがいいというお話がある中で、米山さんのほうでは地主が売りたいと言っているんだからそういう判断をしましたとかいうことをおっしゃっていたわけで、そうすると、それに対して農業委員会と言えるものではないという中嶋さんのお話は、私からするとどうも飛躍があるような感じがします。ここは農業委員会として転用不許可と言っても問題がないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかに御意見ありますか。

13番 (木下 豊君)
私は上在の関係で皆さんと一緒に見てまいりました。
それで、5-1の地図を見ていただくと、春日さんの言われることも本当にもっともだと思えます。

でも、実際に現地に行って、その横を見ていただくと既に住宅が水田にかかっているという状況の中で、いろんな地主さんの要望、それから各経過、そういうのを見ると、農業委員の立場として、それも春日さんの言われるとおりかもしれませんが、現実としては、まあしようがないんじゃないですけど、これが妥当なのかなあというような、みんなでそんな協議をした経過もありますので、ちょっと付け足させていただきます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。

先ほど中嶋委員のほうから仕組みという話が出てきましたけれども、御存じだと思いますけど、基盤強化法のほうが変わりまして、これからまた皆さんで勉強してもらってやっていただかなければならないことなんですけれども、優良農地として残すべきところはどこであるかっていうことのところを決めていく、そういう作業、それを農業委員会が中心になって作っていきまして、最終的には市のほうで決定するという手続になりますけれども、そんな形で、具体的には来年度になってくると、また皆さんにやっていただく形になっております。

これは任意ではなくて法律で定めている形になりますので、そんな形で、特に優良農地を守るということが法的に今度は進んでいく形になりますので、その点だけ御承知いただきたいと思えます。

ほかにございますでしょうか。

10番 (春日 知也君)

こういう土地は今までも何回もあったというふうに中嶋委員がおっしゃられるとおりで、そのときに農地として使い続けていく振興をまずは図ったらどうですかという、ステップを踏んだらどうかというような話もありました。

ですから、そういうステップを踏まないで転用していいんだよという判断にどうしてなるのかって言うところが今の御説明ではよく分からないということです。何かルールが必要だと、何かルールだとか、いろんなものが要るんじゃないかという問題意識がおりなのに、ではなぜ具体的な案件になると地主さんの希望だからというところで終わってしまうのか、皆さんの判断が私はよく理解できないです。

17番 (中嶋 隆君)

ステップを踏むきっかけっていうのは、実際には、もう今の状態の仕組みの中にはないんですよ。契約前かもしれないですけども、実際にはもう業者が入ってしまっていて計画ができちゃっていると、そういう状態では、もうそこから何とかありませんかという話は実際にはできないと思うんですよ。

だから、結局そのきっかけをつくるための仕組みが必要だという話を私はしているんですけど、きっかけをつくるっていうのは、こういう話がある前に先に上がってこないと、そこから我々が何かを決めるっていうようなことをしないと実際にはできないんで、もうこういう、何ていうんでしょう、業者みたいなのが入っちゃえば、もう我々としては手の出しようがないです。

だから、その前の段階だったら我々も動けますよね。だから、その前の段階でつかまえたいと。だけど、どうつかまえるかっていうところができないんで、それをつかまえるための仕組みっていうのがあれば動けるかなあとは思うんです。

10番 (春日 知也君)

仕組みの大切さは私も同意するところで、早く決めたいと思うんです。

ただ、僕たちはこの委員会では優良農地を守っていくって言うところで判断をすることはできるわけで、業者が入っていると、そういうことは関係なく、自分たちの意思で判断できるはずですよ。

だから、そのところがどこかに行ってしまうてはいけないんじゃないでしょうかと思って、私はこの案件については優良農地として使われるっていうことを自分たち自身の問題としてしっかりステップを踏むって言うことができるはずだから、そうすべきだと思って言っています。

会長 (氣賀澤 道雄君)

何かほかに御意見ありますか。

- 17番 (中嶋 隆君)
今の春日さんの発言されたことができるんですか。
- 局長 (野村 隆二君)
もう一回ちょっと確認したいんですけども、今までの意見の中で、例えば土地所有者の意向について、意向があったからっていうのは理由にはならないです。
それから、業者が入って契約行為云々も理由にはならないです。
それから、農地法の関係については、もう一度確認なんですけど、農地法については、1種・2種・3種農地とありますが、1種農地は原則不許可ということなんです。3種農地は原則許可、これを前提としてもう一度考えていただきたいと思います。
ただ、1種農地にしてもいろいろあるかと思えます。周辺の状況だとか、そういった関係があるので、これは、利用上そんなに問題がなければ、例えば集落接続だとか、そういったような不許可例外ということを利用してやりますが、原則的には1種農地は原則不許可という形になっておりますので、そこら辺のことを踏まえた中でやっていただければと思います。
特に、この東側までずっと、これがなし崩し的になってしまう、要は将来的な土地利用構想の中でどうすればいいのかということをもう一度考えていただければと思います。
それから、一応許可権限は県なんで、多分訴訟事案になっても県が対応するかと思えますので、勝負するのも1つの考え方でありまして。
〔「じゃあ勝負しなきゃ」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
今の局長の発言に基づきまして、まだ何かございますか。
〔「じゃあ勝負しなきゃ」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、ここで議論していても……。
- 17番 (中嶋 隆君)
1種がたくさんあるんだけど、うちのも1種なんだけど、これは1種で原則不許可のものを受けてしまうのはなぜなんです。1度は返しているんですか。
- 主査 (出口 大悟君)
まず、申請されたものは全てこちらのほうで審査しなければならないので、1種農地であるからといって申請を受けないという選択肢はまずないです。
ただ、明らかにこれは審査を進めても許可になり得ないというものも多々あるので、それはもう事務局のほうで断念してもらっています。説明をした上で、これはもう明らかに通らないとは言わないですが、通らない可能性が高いので、

これはもう断念していただいたほうがいいというようなお話は、もう毎日のようにしています。

原則不許可の1種農地なんですが、多少なり不許可の例外に当たる可能性があるかもしれないものについては県の転用の担当課に必ず1種農地として相談します。

県のほうでもこれはもう不許可の例外には当たらない可能性が高いということであれば、それを事業者さんに説明して、やはり申請自体を断念してもらっています。

県のほうでこれは全く駄目とは言えないなあというものについては、事業者さんのほうへは途中で駄目になってしまう可能性もあるかもしれませんがということで説明し、そういったことを御承知おきいただいた上で手続を進めるのであれば、こちら審査を進めざるを得ないということで受けます。

ですので、明らかに不許可の例外に当たらないようなものについては事務局のほうで申請自体を断念していただいているものが多々あるということです。

こちらに上がってきたものについては、県に必ず確認した上で、不許可の例外に該当する可能性があるものだけを上げているというところになります。

以上です。

17番 (中嶋 隆君)

今の話だと、ほぼ実質的には県からの許可は下りているという感じっていう話ですよ。1種の確認をし、そこから駄目になる可能性があるっていうのは、ここで駄目になる可能性があるっていうだけで、県がまるっきり駄目とは言っていないものがここに上がってきちゃっていますというふうに判断しているっていうことになれば、実質的には、もう県は許可を下ろしているということになると思うんですが。

主 査 (出口 大悟君)

実際には、事前の確認っていうのはあくまでも申請書類を全てそろえた上で事前の見込みを判断するわけではないので、事前の見込みで可能性があるからといって、その後の手続が進む中で必ず許可になるというものではないと思います。

あとは、県のほうでは、市の農業委員会の意見と併せて、県は県のほうでそれぞれ別の課にも当然申請書類等が回って、それぞれの課で判断して、総合的に県の中で許可相当という判断をするので、事前の見込みの判断が最終的な結果で許可ということにはならないと思います。

ただ、事前の確認の中で見込みがあるっていうことであれば最終的に許可になるものも多々あると思うんですけども、事前の確認で許可の可能性があるのであって、最終的に全て許可になるわけではないです。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 44 号の 1 の案件につきまして、ほかに何か御意見ありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、ここで一応決を採りたいと思います。
駒ヶ根市農業委員会としての意見をまとめるということで決を採らせていただきたいと思います。
最適化推進委員の方々は議決権がございませんので、農業委員のほうで決を採りますが、そういう立場で推進委員の方には確認していただければ幸いです。
それでは、議案第 44 号の 1 につきまして許可に異議のないという方につきましては挙手をお願いいたします。
〔賛成者挙手〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
続きまして、許可に異議があるという方の挙手を求めます。
〔不賛成者挙手〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
では、18 名中、異議ありが 5 名、それから異議なしが 13 名でありますので、可決することにしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。
議案第 44 号の 1 につきましては今決定しましたが、ほかに何かこれ以外で御意見、御質問がありましたらお願いします。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
では、議案第 44 号の 2～6 につきまして可決することに異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてのうち 2～6 については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 45 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (小林 かおる君)
議案書 13 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせてい

たきます。

まず公告年月日でございますが、令和4年9月30日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが1,047㎡でございます。

貸手が1、借手が1です。

下の(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、14ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第45号につきまして地元推進委員の補足説明があればお願いいたします。

2 番 (塩木 操君)

借手のほうなんですが、XXXXXXXXXXさん、ここは上在地区で、北割2区で、作付状況を見ておりますが、大変優良な農家ですので、ここで借りた農地は問題ないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第45号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第45号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第46号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第2項の議事参与の制限規定により1番村上英登委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔1番 村上英登君 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第46号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

議案書15ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和4年9月30日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田7,702㎡でございます。

貸手が4、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

16・17ページが利用権設定各筆の明細となっております。

4名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で6筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

また、地元推進委員の補足説明があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

議案第46号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔1番 村上英人君 入場・着席〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これで終わるわけですが、終わる前に一言確認とお願いをします。

今回、農業委員会に出ています土地の転用につきましては、御案内のように、転用の場合には農振除外ということがありまして、それをまず審議するのが駒ヶ根市で言いますと農政協議会がやるわけですけれども、その前に協議事項として農業委員会のほうに事務局より提案があります。

ですので、今回の意見といたしますか、私が1期からやってきた場合は農政協議会から出てきたものを審議するというのが農業委員会の仕事かと思っておりますけれども、協議事項の段階である程度の審議をして、その意見を農業

委員会から出ていった方が農政協議会で意見を申し上げるっていうのがどうもいいのかあと、またそれがどうも正しいというとおかしいんですが、予定されている手続というふうに理解しております。

これからはそのようにしていきたいと思いますので、農政協議会の前に事務局から出てくる協議事項としての農振除外申請については、また農政協議会の中で決定する前に農業委員会のほうでも議論したいと思いますので、その旨、御承知していただきまして――次は 11 日でしたかね。

主 査 (出口 大悟君)

今月が受付期間ですので、11月に農政協議会を予定しています。

ですので、来月の委員会の中で今月出てきたものについてはまた御報告させていただきます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ですので、次の 10 月の農業委員会のほうで事務局から提案がありますので、そのときには御審議のほうをお願いいたします。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和 4 年第 9 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 30 分